

# 令和7年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第2回） 議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員（座長）、  
横川委員、米山委員（五十音順）

1. 日 時 令和7年9月10日（金）9時～11時20分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和7年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により原則公開となっております。動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）： おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。1回目は7月でした。非常に高い頻度でお願いしておりますけれども、ありがとうございます。今年度本委員会で、昨年からの議論も踏まえて、総合評価落札方式の導入について、お諮りしているところでして、1回目でご議論いただいた点を踏まえて、資料2としてまとめさせていただいておりますので、今日ご議論賜って、内容を作っていくと考えております。忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。挨拶は以上です。ありがとうございます。

事務局： （Web会議システム説明：省略）

事務局： それでは、以降の議事進行につきましては、松村座長にお願いしたいと存じます。

松村座長： それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

## ◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、11時までの2時間を予定しております。

## ◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、昨日事前にメールで送付をしております。

## 配 付 資 料

- 資料1 令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿
- 資料2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料3 令和6年度における電気の供給を受ける契約の締結実績について【暫定版】
- 資料4 令和7年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）

### 3. 議 題

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、(1) 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、(2) 検討スケジュールについて、(3) その他について議論していただく予定です。(1) 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等についての議論が中心になり、総合評価の導入に関する事項を中心にご議論いただければと思います。総合評価の導入に関する資料が資料2になります。また、令和6年度の契約締結実績を資料3としてまとめていただきました。まずは、事務局より資料2の説明をお願いいたします。

#### (1) 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について

環境省： (資料2説明：省略)

松村座長： 資料2の説明をいただきました。総合評価落札方式に関して、評価項目や配点の具体的な案が示されました。また、加算点の違いによるシミュレーションや、地方公共団体と先行的に総合評価を導入している事例のより詳細な紹介もございました。今の説明に関してご質問、ご意見をいただきます。小川委員、お願いいたします。

小川委員： ご説明ありがとうございました。何点か質問と意見があります。今日のスライドのご説明では言及されなかった部分ですが、ひとつは、スライド11と12の令和4年度と令和5年度の事業者の排出係数の分布についてです。11ページで、中央値の周りにかなり高い状態で分布していて、それから0.520から0.600の部分が、42と高いものもありますが、比較的低くなっています。ところが、次のスライドへいくと、真ん中の部分が相当低くなって、0.520から0.625くらいまでのところが増えているように見えます。真ん中の部分が減ってこちらに移っているということであれば逆行しているという話になりますので、何か考えないといけない問題がこの中に含まれていないか、サーベイをお願いしたいと思います。結果がわかれば、適切な時期にご報告をいただけないかと思います。

次にスライド14についてですが、私の方で前回発言しまして、環境配慮契約法による時系列の調査の結果を少し見た方がいいのではないかということでお出しいただきました。環境配慮契約を実施した部分の排出係数が0.502から0.397までは順調に下が

ってきていますが、ただ直近の2年とか3年は、そこから横ばいで推移しています。未実施の方も下がってきているのですが、直近の部分は横ばいで推移という状態にあります。しきい値 0.520 との間にはまだだいぶギャップがあるので、大きな問題にならないところかなと思いますが、次の2年後にしきい値が 0.435 まで下がってくると、この横ばいの状態が今後も継続していると、ぶつかる問題が出てくるように思います。これもやはり今後注意深く、どういう状況なのかを確認してもらう必要があると思います。質問のような意見のようなものになってしまいましたが、この2点をまず申し上げたいと思います。

次にスライド19で、用語として気になったのが、7、8、9に出てきた「調達者の要件に合致」です。この調達者の要件が、もしマストの要件を意味するもので、追加性がないと取らないという事態が起こり得るとすると、加算点の意味合いが全くなくなってしまうような気がしますので、その点を確認したいということです。ご説明では、追加性の度合いがどうかで配点を変えられるように調達者が選べるということであったかと思いますが、マストの要件を言っているのではないと理解したつもりですが、確認をさせていただきたいと思います。

そういう状態だと考えた時に、9の省エネに係る情報提供というのが任意ということですが、取り扱い方法を確認したいと思います。まず、加算点を50点にするというのは、強制的な枠組みなのかどうか、全体としてやらなければいけない強制的な枠組みかどうか確認したいと思います。次に、配点の部分は配点例ということで、そこはある程度裁量があって、調達する人が配分を考えて設計できるかどうか確認したいと思います。そういう意味合いであれば、任意の省エネに係る情報提供というのも加算点の中に加えられる項目として位置づけた方がいいのではないかと思います。もし加算点に加えられる項目に位置づけられないのであれば、対象外と考えないといけないと思いますので、そこははっきりさせていただいた方がいいと思います。

次の点は、スライド29で、一例を取って、順位が価格だけで決まらないで、加算点50点の環境要素で1位が決まるという事例を示されました。そのあとのスライド31で、価格を3分の2以下にしないと逆転しないという部分が少し強調されて出されていましたが、スライド29の場合だと、総合点で最下位のCが一番上のAを逆転するには、総合点の比で調整するだけなので、価格を現状の20,949から22,208へ89.9%まで下げれば逆転できます。価格点で1位のEが総合評価では3位になっていますが、これも93.9%、19,689へ下げれば1位となります。必ずしも3分の2というような、逆転がそう簡単ではないというイメージではないような気がします。まずは、加算点50点ということで、試しに始めてみて、どういう結果が出るかをみようということは、出発点としてはいいと思います。実際に価格だけで順位を決めるのでは違いが出てくるという結果にはなっていると思いますから、そういった意味でもいいのではないかと思います。

最後にもう一点、スライド34で説明された内容で、もし加算点を100点に増やせば、逆転は確かに加算点50点の場合よりは難しくなるということがはっきりわかったと思います。そういった意味では実際に総合評価落札方式をやってみて、不都合があればそれに対して修正を加えていくというステップを経て、ある程度、良い落としどころをし

っかり見つけていくというかたちで進めれば良いと思います。今回そういった意味で、加算方式と除算方式の間がどういうふうに違うのかというところは、必ずしもはっきりしなかったのですが、加算方式を使っているのは、少し違った業務の領域のようですので、電力の調達に使うのは、やはり除算方式でやるということで良いと思います。まずはやってみて、加算点が低すぎるということであれば、加算点を調整して対応を考えるというので、ある程度適切な答えを見いだしていけるとと思います。したがって、私は全体としてはこの方向で進めるということに賛成をさせていただきたいと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。まとめて回答と思ったのですが、任意のところなどは、すぐに回答いただいた方がその後の方も発言しやすいと思いますので、現時点でできる回答があれば、事務局の方、お願いします。

環境省： いろいろご指摘いただきまして、大変ありがとうございます。まず 11 ページ目、12 ページ目のところですが、おっしゃるとおり、前までは中央値にかなり事業者が寄ったかたちで、どこも同じような調整後排出係数になっていたところが、12 ページ目で見えただくと、令和 5 年度ですと、少しばらけていまして、できているところとできていないところの差が、ある程度出てきているところかなと思っております。しきい値の方向性というところはこれまでも示しておりまして、総合評価落札方式を導入していくにあたって、今後 0.435 の事業者全体だとか、メニュー別の 0.342 だとか、そういうところは少しずつ引き下げていくところですので、事業者が追いついていないところが実際あるのですけれども、まずは国の方向性としてしっかり示して、なるべく事業者全体としては徐々に排出係数を下げていけるように、努力の方向性を示しているところですので、追いついていないところも少しずつ減っていったらいいかなと思っております。同じように 14 ページ目も、現状横ばいですが、0.435 に下がっていくとぶつかってくる可能性もあるというところは、注意深く見ていきたいと思っております。今回メニュー別という考え方も入れましたので、必ずしもこの事業者全体のみで評価するというわけではないため、そこはある程度間口を広く持たせられているかなとは思いますが、事業者全体の排出係数というところも大切なので、そこを少しずつ、今横ばいになっておりますけれども、下げたいかなにかたちでできればと思っております。

評価項目の 7、8、9 の「調達者の要件に合致」というところですが、こちらは小川委員からご意見いただいたとおり、追加性のある再エネというのは、RE100 の技術要件などを参考にしたらどうかと考えているのですけれども、配点に関しましては、ある程度グラデーションを持って、調達者にとってどういうものが最適かというところを踏まえて考えていただきたいと思っております。

また、点数のところなのですけれども、現状の裾切り方式でも、必須項目と加点項目と設定しておりまして、18 ページ目を見ていただいて、こちらでも必須項目の満点が 100 点なのですけれども、加点項目が 5 点と、足せるようなかたちになっております。現状

としましては、配点に関しまして、27 ページ目に配点例を示しておりますけれども、あくまで配点例と考えておりますので、調達者にとって任意の部分が重要だという判断であれば、任意の部分を追加していただいて、ただその満点の 50 点というのは変わらず、満点は維持したままで、その配点の中を調整できればと思っております。一方で、現時点では配点例として調達者の方で調整ができるようなかたちにできればと思っておりますけれども、財務省との打ち合わせの中で、配点例も一緒に縛った方が良いのではないかというような話も少し出てきているところなので、ここに関しましては、今後財務省と調整しまして、最終的に配点例にするのか、配点もこちらで縛ってしまうのか、可能であれば第 3 回で調整結果をご報告できればと考えております。

31 ページ目についてご指摘いただいたとおり、このシミュレーションですと、加算点が、片方が満点で片方が 0 点の場合に、入札価格がどのくらいだと逆転するかということを示しているのですけれども、実際のところ、片方が満点で片方が 0 点ということはまずないのかなというところがありますので、29 ページ目で、片方が 145 点、加算点で言うと、片方が 45 点、片方が 4.6 点みたいな場合で、必ずしも片方が満点、片方が 0 点ではない場合には、3 分の 2 より低い価格で入札しなくても逆転現象というのは生じうるかなと思います。ですので、そこは加算点と価格点の関係性は変わらないので、加算点の設定次第かと思えます。ご質問とご意見をいただいたところに関しましては、以上となります。

松村座長： ありがとうございます。

小川委員： 1 点だけすみません。今のご説明に対してよろしいですか。50 点の中身を縛る可能性もあるが、一方である程度配点に自由度を持たせることも考えたいというお話でありました。もし縛る方向へ動くようであれば、先ほどの 19 ページのスライドで任意になっている省エネに係る情報提供という部分は、その上の 8 番とレベル的に似たような意味合いを持つので、加算点に加えられる項目としてやはり取り扱った方がいいのではないかと思います。任意という状態のままで、もし縛られる結果、考慮対象に入れないという状況になるのは避けた方がいいと思います。一応、意見として申し上げます。以上です。

松村座長： ありがとうございます。他の方のご意見もお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。横川委員、お願いいたします。

横川委員： ご説明ありがとうございます。総合評価落札方式について、この度いろいろとシミュレーションを含め、具体例も示していただきまして、ありがとうございます。スライド 19 の表に関して、意見をさせていただきます。まず標準点のところですが、今回こういうかたちで標準点を決めて、さらに加算点を加えた上で除算方式とすると。また、その加算項目というのは 50 点満点をベースとすると。そういう基本的な考え方につきましては理解するところがございます。その上で、今回標準点につきましては、メニュー

一別で 0.342、または事業者全体で 0.435 と、そういった数字を具体的に示されているわけでございますけれども、次のスライドの 20 ページにもございますとおり、この 0.342 というのは、0.250 に向かうパスの中での位置づけとして、徐々に徐々にしきい値を下げていくという考え方に基づいて示されているものというものでございますけれども、ここで協議会の平均値というところの実績をご覧いただくと、今 0.422 という数字が 2023 年で出ておりますけれども、これがまた 0.250 に向かって今後どう推移していくかというところも、過年度実績も踏まえながら、数字はできるだけ固定的にならずに、実態も踏まえたかたちで柔軟に見直せるような、そういった数字の意味合いであるということで、検討していただけたらなと考えております。0.250 といいますのは、協議会の目標でも数字は引用しておりますけれども、過去の、以前のエネルギー基本計画の中で示されたエネルギー政策が全て叶った場合に、0.250 というミックスが見通されるというような、国が示したものに対して協議会全体としてもそこを目指していこうというかたちで、協議会の事業者全体で目指そうといったところで掲げたという数字の意味合いでございます。必ずしもそれが実現できるかというところは、目指しているものの、まだまだオントラックに追いつけていないような状況が続いておりますので、そういった実績も踏まえながら、見直すようなこともあるのかなと思っております。

また、今回の総合評価落札方式は、これは質問なのですが、沖縄エリアも該当してくるということでしょうか。これまでの裾切り基準では沖縄は実質対象外であったものの、今回については沖縄エリアも入るということでしょうか。これは質問でございます。また、入となった場合は、やはり沖縄特有の電源構成というものがございまして、本土で目指すところの 0.342 とか 0.435 とかという数字は、なかなか沖縄の中では達成が難しいような電源構成なり再エネの利用状況でございますので、沖縄も入れるということであれば、そこに対する何か別の考え方の数字というところはご検討いただきたいと考えております。

また、加算点のところ、いろいろと項目を示していただいております。実質標準点で、ある程度その排出係数と、あるいは調達電力の再エネの割合というところが、実質裾切りとしてふるいにかけている中での残りの 50 点満点の加算項目というところなので、点数の配分がスライド 27 に示されておりますけれども、ここの配点のウェイトを、20 点 10 点 5 点 5 点 5 点とか、こういった例が示されておりますけれども、ある意味ここの配分というのは、調達者の裁量によって何をよりさらに重視するかというところは決められるような、配点はもう少し自由度があるような決め方がいいのかなと思えます。と言いますのも、やはりここの配点も排出係数に非常にウェイトが高くなっておりますけれども、標準点の中で既に排出係数というのはある程度評価されておりますので、更に加えて係数の中身がどれだけの再エネの質なのかとか、あるいは省エネの取り組みがどうなのかとか、排出係数だけでは評価しにくいような、いろいろな非化石の取り組み、そういったものが自由に加算できるような、そういった裁量の幅を持って示していただくようなことがいいのかなと考えております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。多くは意見だったと思うのですが、質問もありません。

で、事務局の方で、現時点で回答できることがあれば、お願いします。

環境省： ありがとうございます。1点目にいただいた、0.250に向かっていくところは変わらないのですが、実態を踏まえて、このオレンジ色の線というのが、少しずつ変わっていくというところは確かにそうだと思いますので、現時点で0.342というのは設定していきたいと思うのですが、2年後とかはどうするのかというところは、今後の実態というところを踏まえて、今後検討していく必要があるかなと思います。

沖縄エリアを含めるかということなので、ご意見も踏まえまして、現状裾切り方式ですと、沖縄エリアは環境配慮契約法の対象外としておりますので、現状ですと沖縄は対応が難しいということで、入れないというのも考え方のひとつかなとは思っております。むしろ委員のみなさまにご意見を賜りたいと思っているのですが、沖縄エリアは現状難しいので、2年後の総合評価落札方式では必ずしも入れずに、今後状況を見ながら入れていくという方向性としてはどうかというところはお伺いできればと思います。

配点に関しましては、先ほど申したとおり、現状ですと、事務局としては、あくまで配点例として、自由に調達者が決められるようなかたちで考えているところではあるのですが、財務省との調整の中で、もしかしたら配点自体も縛ってしまうようなかたちになるかも知れないのですが、そこに関しましては、第3回でご報告できればと思っております。以上になります。

環境省： 1点補足しますが、沖縄の扱いは大事な論点だと思うので、この資料の中で論じ切れていなくて、それは申し訳なかったのですが、ご意見を踏まえて考えたいと思っているということでございまして、総合評価の網をかぶせた上で評価値を変えるという方法もあるでしょうし、そもそも対象外とする方法もあるでしょうし、そこはある程度柔軟にやりたいというふうに思っていて、ご意見賜りたいと考えていたところです。入れた上で、評価値の方を、発射台を少し変えとか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そこは検討していきたいというふうに思います。

松村座長： ありがとうございます。岩船委員、お願いいたします。

岩船委員： ご説明ありがとうございました。大変丁寧なシミュレーションをしていただいたと思います。ただ、この総合評価落札方式、スライド19とかを見ても加点項目がたくさんあり、かなり複雑な気がしますので、実際この点数の配分によって、どう機能するかというのは、正直やってみないとわからないところがあるのかなと思います。加算点の項目に関しても、私から見ると何となく二重にカウントされているような気がするものもあるのですが、ただ、それを明確に否定するほどの強い意見もないので、まずはやってみていただくということかなと思いました。ただ、ひとつ思ったのは、公共調達にしても、やはりその規模のレベル感、大都市か小規模な都市かとか、県か基礎自治体かというようなレベル感もあるのかなとも少し思います。既に裾切り方式で、一定程

度知見を得られているのかもしれないのですけれども、あまり厳しい条件にした場合、国の施設や東京都などの、ある程度大きな需要が見込めるようなところであれば、一定程度工事も競争が成立するのかもしれないのですけれども、あまり大きくない自治体等では募集したけれども、条件が厳しすぎて、入札する人が限られる、入札がゼロになってしまうみたいな、そういうリスクがないのかということを少し懸念しました。もし何かご知見があれば、ご教授いただきたいと思いました。

もうひとつ、今回の整理とは別だと思うのですが、41 ページのところ、東京都の市場連動料金の扱いの件がありました。ここは最終的に、今回のご説明で、国としては別にそういうルールはないという整理だったかと思うのですが、ここはどんなふうに今後検討されるのかということ、もし案があれば少しお伺いしたいと思います。この市場連動料金というのは、ある程度ダイナミックで、太陽光が多いときに安くなるみたいなことがあります、もしこれを自治体等で積極的に採用いただくと、併せて蓄電池等の活用も進むとか、そういう良いことがあると思うんです。デマンドレスポンス等を促進するという意味でも、市場連動料金を採用していくというのが、ある意味初手ということも言えるわけなので、これが事務的なルール上できないと言われてしまうと、かなり残念だなと思います。これからは、単に太陽光が年間で多い比率の電気を買うというだけではなくて、時間を意識していくことが重要になってくると思われまので、今すぐこれをルールに入れ込むことは難しいというのは承知しているのですけれども、この可能性みたいなところは、丁寧に併せてご検討いただきたいと思いました。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。私の方で他のご発言希望は把握しておりませんので、もし何か事務局からコメントがあれば、お願いします。

環境省： ありがとうございます。公共調達において、総合評価落札方式でなかなか手が上がらない可能性があるというところのご懸念は、おっしゃるとおりかなと思っておりまして、現状でも入札参加者がいないので環境配慮契約はできませんというお話もけっこういただいているところではありまして、そこで最も重要かなと思っているのが、逆営業というカタチで、こちらから小売電気事業者に対して、営業していくというところは、やはり大切かなと思っておりまして、実際、国の契約の中でやっているところというのは、話を聞く限りでは少ないような感覚ですので、逆営業みたいなところを広げていくことで、入札参加者の確保というところはしていけたらなと思っております。

また、市場連動型に関してですが、現状、市場連動型だとか、固定単価だとか、環境配慮契約上で縛っているということはないのですけれども、一方で、一定の国の契約調達者に関しましては、固定単価で契約するよう仕様書で縛っているようなところもあるようではありまして、市場連動型ですと、価格が跳ね上がる可能性もあり、国の予算の中で、リスクがある中で契約できるのかということもありまして、そこも含めて、どの程度環境配慮契約法の中で対応できるのかということが見えていないところもありますので、そこを踏まえて、今後検討していきたいと思っております。以上になります。

す。

松村座長： ありがとうございます。岩船委員は今の回答について、いかがですか。

岩船委員： 今のお答えについて質問なのですが、逆営業というのは、そういうことをやっているところが少ないというお話があったのですが、それは逆営業している例が少ないのか、環境配慮契約に入札してくる小売が少ないのか、どちらの意味でおっしゃったのですか。

環境省： 逆営業まで綿密にやり込んでいるところが、そんなに多くないのではないかとということをお願いして、そこもみんながみんなやるということやると、規模感のところで本当に大丈夫なのかというフィージビリティのところも出てこようかというふうに思いますので、その辺バランスよくやっていきたいというふうに考えております。またオークションサイトを使うとか、いろいろな話も聞いておりますので、そういった工夫などもやりながら、調達者の側の手間も下げつつ、札も多く入るようというところなどは、ここで決めること以外にいろいろな情報も集めてやっていくということかなというふうに考えているところです。そういう意味で言うと、先ほどの市場連動の話も、どの辺にバリアがあるのか、縛っているつもりがなくて縛ってしまっているというようなことは非常に残念ですので、どういったところでやっていけるのか、難しいところはあるとは聞いていますけれども、一方で、全くやれる範囲がないのかという訳ではないと思いますので、ここでの検討の範囲を超えるかもしれませんが、いろいろな説明会の機会もありますので、そういったところで周知していける内容もあるのではないかとこのようにも思っています。調べることを調べていきたいと思っております。

岩船委員： ありがとうございます。逆営業に関しては、主語が誰なのかということも気になって、国なのか、都道府県なのか。基礎自治体なのか、やはりそこは最初に言ったように規模感があると思いますので、誰が、何ができるのかというところなどは、少し併せてご整理いただけるといいかと思っておりました。以上です。

松村座長： ありがとうございます。高村委員、お願いいたします。

高村委員： ありがとうございます。まず私自身、今日事務局からご提案いただいた基本的な事項については賛成です。先ほど岩船委員もおっしゃいましたし、前回の議論もそうだったと思いますけれども、総合評価落札方式にしたから自動的に排出係数が改善するというものではなく、今日議論、提案をしていただいている評価項目を何にして、どう配点するのかということによるわけですが、実際どういうかたちで効果が現れてくるのかということとはよく検討した上で、ですけれども、やってみながら調整をしていくということが必要なのかなというふうに思っております。

まず細かな点について、事務局に1点確認をさせていただきたい点がございまして。委

員からご質問が出ている、ご意見が出ていることにも関わりますので、まさにここで議論をしている総合評価落札方式でいけば、評価項目等々の位置づけについてです。私の理解では、国の機関については、当然国の基本方針の一部としてお示しになると思うので、もちろんその中の評価項目をどれだけ縛るものにするのかということは、あるいは各省庁のところ、国の機関のところの判断にある程度裁量を委ねるというものもあるかと思いますが、基本的に国の基本方針として示すもので、国の機関はこれに従って調達を行うということだと理解をしています。それに対して、地方自治体に関しては、もともと環境配慮契約法の下では、地方自治体自らが調達方針を作って環境配慮契約に努める義務になっていると思っていて、実態としては、地方自治体に裁量があると。ただ、国がこういうかたちで評価項目を整理して、一種基本方針の一環としてお示しになるものを多くの自治体が参考にし、モデルにしながら、しかしながら自分たちの、先ほど東京都の例はそうだと思いますけれども、自分たちが適切と思うかたちで環境配慮契約の方針を決めて調達をしている、という理解をしています。そういう理解でいいのかという点です。と言いますのは、地方自治体にとっての国の基本方針、ここで議論していることの位置づけというのが明確になる必要があるかなというふうに思いましたので、まずその点を、私の理解が間違っていないかというのを確認させていただいていいでしょうか。細かなところは、それを踏まえて発言したいと思います。

松村座長： 事務局から回答をお願いします。

環境省： ありがとうございます。高村委員のご認識のとおりでして、環境配慮契約法に関しまして、国の調達者が基本的に環境配慮契約法を守るべき義務がかかっているところなのですけれども、自治体に関しては、こちらを参考にしつつも、独自の裁量というところがありまして、その地域に合わせた契約方針を定めることになっているところなんです。

高村委員： ありがとうございます。スライド 19 の評価項目のところを中心に発言をさせていただこうと思います。こちらの評価項目のところ、特にやはりこれまでの議論、それから制度の趣旨、環境配慮契約法が、やはり国がまず先駆けて、こうした調達を行うことで、ここで言うとグリーンな電力なのでしょうけれども、クリーンな電力の普及拡大を図っていくという趣旨からしますと、国の目標あるいは政府の実行計画の目標を照らすと、標準点の 1 と 2 というのは当然縛るものと言いましょか、国の機関にとって変えてはいけないものだというふうに思います。加算点のところでも同趣旨で、3 番目と 4 番目についてはとりわけ、実際に目標、政府実行計画と整合的なかたちで国の機関が調達をしていく上では、やはり重要な点であろうと思います。それは特に、これも前回議論がありましたけれども、メニュー別との関係、メニュー別の導入を認めていくということだとすると、やはり事業者全体の排出量についてもしっかり確認がされるという意味において、加算点の中でも、3 と 4 については項目としては落としてはいけないところというふうに思っております。若干細かなところで確認ですけれども、基本的にはメニュー別についてはどうするかというふうに後から議論していたというかたちがある

としても、本来はおそらく事業者全体の係数があって、しかしメニュー別についてこういうケースを条件に導入を可能に、調達電力として販売を可能にするという、これは選定理由に書かれていますけれども、そういう意味では、順番を入れ替えていただいた方がいいかなというふうには思います。細かなことで申し訳ないのですけれども。

もうひとつは、やはり趣旨からすれば、2030年に向けてこれを低減していくと、これは2027年度調達を想定しているものだからというこの数字ですけれども、基本的には線形に下がっていくということを前提とした数字であるということは、説明が必要かなというふうに思います。これが固定値のように受け止められるとまずいという意味で、説明を付していただいた方がいいかなというふうに思いました。

2つ目の細かな点ですけれども、先ほど財務省との協議も必要とおっしゃった、標準点、加算点のバランスについてです。これはどなたかもおっしゃいましたけれども、出発点としてはこれで始めていただくということかと思えますけれども、先ほどご紹介があったように、東京都も、どういう再エネを調達し、これは言い方を変えるとそれが動因となってどういう再エネを増やしていく必要があるのかという、そうした政策とも関わっているというふうに思っています。従って、調達における加算点での評価項目を付け加えたりもしています。出発点としては加算点50点という基本的な方向性は良いと思えますけれども、こちら少し運用を見ながら、検討していただきたいという、検討項目としては置いておいていただきたいと思えます。特に点数の配分のところで、やはり制度の趣旨からすると3と4のところが多く当てられているというのは良いことだと思うのですけれども、特に7番目の追加性のある再エネというのは、この制度がひとつのサポートとして、日本の再生可能エネルギーを、公共調達を動因として増やしていくという意味では、やはり追加性の要件というのは非常に重要だというふうに思います。制度の趣旨からしてですね。従って、私個人的には5点では足りないというふうに思っています。もっと厚くできないかと。しかし、いろいろな項目があり、かつ50点を原則として加算点総点として考えられるとすると、やむなしかなというふうに思っていますけれども、今申し上げたように、やはり追加性がこの制度を動因にして、再エネを増やしていくというのがこの制度の趣旨だとすれば、意見として申し上げたいと思えますけれども、追加性のところにはもう少し加点を厚くするような方向を、もしできれば検討していただけるとありがたいというふうに思います。これが2つ目です。それは、加算点を場合によっては大きくするという将来の可能性もあり得るということを含んだ上でのごことであります。

それから3番目、小川委員からの省エネに係る情報提供を加算点の中に入れるというのは、私は実は消極的です。これは、これまでの委員会の議論でもあったと思うのですが、省エネに係る情報提供というのが、具体的に何をやって何をすることで加算されるのかというのが、非常に曖昧なところを持っているというふうに思っています。つまり、事業者が何をしていることを評価するのかという意味での客観的な評価項目としてです。これ自身は非常に重要な取組だというふうに思うのですけれども、それを具体的な配点に反映させるという点での若干難点があるというふうに思っています。ある意味で別の他のところでちゃんとやることを義務づけてもいいと思えますけれども、任意

の評価項目とするという方針の方に賛成をいたします。

そして、ちょっと細かなところになりますけれども、7番目と8番目のところで、これは事務局からも投げかけがありましたけれども、調達電力の7番目のところ、追加性の評価、基本的に調達電力の評価なのですが、東京都の場合は、基本的に調達する電力がそれに該当した時にその加点をしていたと思うのですけれども、調達電力の、例えば一定の割合で追加性があるというところをどういうふうに反映させるのかという点は、先ほどの、それぞれの機関に評価を一定任せる裁量を与えてもいいのではないかとという事務局のお話が若干あったかと思えますけれども、ここはしっかりご検討いただきたいと思えます。わずかなもので割合が大きく違うのに、今提案されている5点の評価を全てに与えるのか、というのは、少し妥当性を欠くように思っています、調達電力がその要件を満たした時に、全て要件を満たした時に加点をする、あるいは調達割合を一定組み込んだことを、評価の基準として組み込むことを、もう少し具体的に、国の機関の調達の条件としては明確化した方が良いのではないかと思います。

そして、この評価項目の点で最後ですけれども、8番目の評価項目のところ。こちら質問が2つほどありまして、調達電力が、地産地消と言いましょか、特定の地産地消に適ったかたちで供給されるという点で加点項目というのはわかるのですけれども、事業者が、例えば何%かこういう地域から調達をしているということの評価するのでしょうか、という質問です。これは事業者全体または調達電力の評価となっていて、例えば調達される電力は地産地消のかたちと言いますか、特定の地域から調達をしていないけれども、他にその事業者が供給しているものが、特定の地域から供給されているということも評価に入るというご趣旨なののでしょうか、という質問です。

これはもうひとつ言葉の使い方として、指定地域という文言が出て参りますけれども、これは脱炭素化の促進区域とは違う概念だというふうに思っています、この指定地域というのは、調達をする国の機関が、あるいは自治体がそれをモデルにすれば、その機関が指定をした地域からの電力であるというご趣旨なのか、この指定地域という文言がどういう意味合いなのかということがちょっとよくわからなかったものですから、その点ご質問をさせていただければと思います。

最後、沖縄エリアの点がございました。先ほど課長がおっしゃった内容について、ここは少しやはり検討いただきたくて、総合評価落札方式の対象外にするというオプションもあり得るかと思いますが、ご趣旨としては環境配慮契約法の対象外にするということはないと思うので、総合評価落札方式の対象外にする、しないとする、という方式をするのかというのは、やはり検討する必要があると思います。むしろそういう意味では、総合評価落札方式で、先ほど電気事業連合会の横川委員からもご示唆があったと思えますけれども、やはりこれを沖縄に対して一定の柔軟な姿勢を与える運用を総合評価落札方式の中ですするという方が、別の沖縄に特化した総合評価落札方式でないものを検討するというよりは、現実的ではないかというふうには思っております。以上です。すみません。長くなりました。

松村座長： ありがとうございます。他の発言希望者の方もいらっしゃいますので、まとめて

後で、事務局の方で回答をお願いいたします。まず、チャットで松田委員からご意見を伺っておりますので、それを読み上げさせていただきます。

松田委員（座長読み上げ）： 総合評価方式の考え方について、概ね賛成です。先ほど、環境省からありました財務省との協議に関して、配点が一律に決まるのではなく、自治体の実情に応じて変更できるような柔軟な制度にさせていただくよう希望いたします。

松村座長： それでは、米山委員、お願いいたします。

米山委員： ありがとうございます。全くの素人という立場から、発言させていただきます。素晴らしい検討の結果のご提案、よくお考えいただいているなど思っております。総合評価落札方式で、標準点、加算点というこの今回のご説明の内容については、ぜひ進めたいと思います。と言いますのも、この後の資料もご用意いただいて、前回も聞いていますけれども、国の機関とか独立行政法人では、裾切り方式とか再エネの調達ということがかなり進んできている、達成率が上がっているということをお示しいただいています。だからこそ、今までの裾切りをさらに厳しく総合評価落札方式にしましょうというこの流れなのだ、という理解でお聞きをしているのです。排出係数とか再エネ割合、今までの環境契約を進めてきていただいている国の機関や独立行政法人がやっている、その2つの大きな項目を標準点の重要なポイントにしているというのも当然のことだと思いますし、最初に見た時に、メニュー別とはいえ 0.342 は随分低い設定なのだなど実は思ったのですが、ご説明を聞きながら、やはり最終的な目標を高く掲げている国の方針に向かうためには、こうやって国の機関や独立行政法人が率先してやっていたかなければいけないのだな、ということに改めて感じました。そう思って聞いておりましたら、先ほど高村委員から、そういった趣旨の確認のお話もあって、なおさら理解を進めたところでございます。ですので、電力会社がどうということも、もちろん現実はそのようなだけでも、今多分国の機関というよりも、独立行政法人で、病院だとか学校とかを多く抱えている省庁の独立行政法人の環境配慮契約の達成が、まだ未実施がありますというようなことがありましたので、そういったところにまで最終的には総合評価落札方式の業務が今後入っていくということ、それを伝えていくことの方がとても大変なのではないか。もちろん電力会社を探すことも含めてでしょうけれども、この作業をすることが大変なのだろうな、そういったことも環境省の方でどんどん推進していただければいいなというふうに思いました。すみません。質問というよりも、こういうふうに考えましたということの意見でございます。以上です。

松村座長： ありがとうございます。小川委員、お願いします。

小川委員： ありがとうございます。2度目の発言ですが、先ほどの電気事業連合会の委員の方のお話をお伺いして、コメントしたいと思ったので、手を挙げました。スライド19について、電気事業連合会のご発言は、特に1の二酸化炭素排出係数について、事業者

全体を通して取り扱われるということに比較的焦点が置かれて、いろいろぶつかる可能性があるのではないかという問題をご指摘されていたと思います。しかし、総合評価落札方式でひとつ重要な点は、標準点という基礎点をクリアする部分に、メニュー別または事業者全体ということで、メニュー別を入れているということだと思います。これまで個別のメニューで再生可能エネルギーにかなり特化したものを取り扱ってアクセスしても、裾切り方式だと事業者全体で評価されて、なかなかクリアできないという問題が生じる可能性があったと思います。それに対して、メニュー別という場合は、そういう意味では一定のクリアができるという状態にあると思います。ただ、メニュー別に関して事業者全体平均の 0.435 という数字を置くのは、再生可能エネルギーに特化したメニューで入ってこようとされるということに対しては、あまりに甘過ぎるのではないかということだと思います。したがって、どういうものを選んで設定したらいいのだからと苦心されて、0.342 を持ってこられたのだと思います。ただし、大きな特徴は、基礎点のところメニュー別という考え方が入って、それである程度競争には参加できるという状態になったところがひとつ大きいと思いますので、その点を少し考慮する必要があるのではないかということが1点です。

それから2点目は、議論のあった沖縄電力の件ですけれども、こちらの方はメニュー別、多分再生可能エネルギーにかなり特化したものが入れるということでは、事業者としては参入できる状況になっていると思います。電力全体を供給する事業者としての沖縄電力の排出係数がなかなか厳しいという側面もあるかもしれませんが、逆に沖縄電力も、この基礎点の部分はメニュー別ということである程度クリアして参入できると思います。参加の事業者数としては、まだマイナス評価かもしれませんが、事業者としてはある程度複数参入できるようになってきていると思います。要するに、メニュー別と事業者全体で標準点のところを取り扱うことができるようにしたところに、ひとつ大きな特徴があると思いますので、その点だけコメントしたいということで、発言をさせていただきました。以上です。

松村座長： ありがとうございます。

藤野委員： ちょっと細かいところなのですが、19 ページ目の3で、二酸化炭素排出係数、事業者全体で 0.435 から 0.250 が下限値で線形評価みたいなかたちでも書いてあるのですが、これは、一部はもう既にゼロを達成している新宿御苑のようなところもあるので、あえて 0.250 を下限にする必要はないのでは、別に標準としては示したらいいかもしれないのですが、要するにゼロを目指してもいいし、場合によったらマイナスをやってくれてもいいと思います。そうしないと全体で目標値を達成できないのではないかと個人的には恐れておりますので、そういう点もご配慮いただければいいのではないかとというのが1つ目です。

2つ目は、同じく19ページの6番目の未利用エネルギーの活用状況、事業者全体の評価のこの数字0から0.675%という、この0.675%というのが、私、不勉強で、どこからこの数字が出てきたのかちょっとよくわかりませんが、数字が一体何なのかというのと、



けばいいのかというところは、引き続き検討させていただきたいと思っております。

8 番の地域の再エネというところなのですが、指定地域における持続的な再エネというふうに記載しましたが、場所によっては、自分の地域だけではなくて、他の地域で地産地消をやっているから、他の地域の地産地消も応援したいというような取組が、過去にあったようでして、もともとは自分の地域、調達する地域で地産地消をやっているところを評価するだけを考えていたのですけれども、それだけにとどまらず、その地域が応援している他の地域で地産地消をやっている事業者というところを評価できるように考えてはどうかと思っております、少し幅を持たせられるように、指定地域というような表現にしているところです。そこはそういった意図で記載しているところです。

沖縄の話ですけれども、お話いただいた中で、総合評価をやった上で、沖縄に関しては今の示している基準値だとなかなか厳しいので、沖縄に特化した基準値というところも考えられるのではないかと、というようなお話もいただいたかと思っておりますので、そこも含めて、第3回に向けて検討させていただきたいと思っております。

藤野委員からご意見いただいたお話ですけれども、事務局側もやや悩んだところではあるのですけれども、加算点の二酸化炭素排出係数の事業所全体の満点の設定なのですけれども、現状 0.250 としているのは、0.435 から 0.250 の間にいる事業者を、ある程度差をつけたいというところで、0.250 を満点にしてはどうかと思っていたのですけれども、藤野委員からご意見いただいたように、満点をゼロとするというような考え方もあると思うので、ここは他の委員のご意見もお伺いできればと思っておりますので、検討は引き続きさせていただきたいと思っております。

1 番の二酸化炭素排出係数でメニュー別としたことで、国で調達するものに関して寄せて、排出係数が低いものを国に売って、その代わりに他の事業者、他の供給に関して黒い電気、あまりグリーン化されていない電気を買うことになってしまうのではというようなご懸念があったのですけれども、国の契約に関しましても、二酸化炭素排出係数の事業者全体というのは、加算点で考慮することとなっております、0.435 が加算点でいうと 0 点ですけれども、事業者全体として、それより二酸化炭素排出係数が著しく悪いものに関してはどんどん減点されていき、ある程度事業者全体で二酸化炭素排出係数を出していないところと積極的に契約できるようになっていきますので、そこは黒い電気を他の人が買うといった話にはならないのではないかと、というところは回答させていただきたいと思っております。

事務局： また、未利用エネルギーの 0.675%の数字については、現在、再エネ特措法がございすけれども、その前の新エネ特措法、RPS 法が 2003 年に施行されまして、その当時の 2010 年の目標値が供給電力量の 1.35%を新エネで供給するというものでして、それに合わせるかたちで、未利用エネルギーについても当時 1.35%という数字が定められました。現行の裾切り方式がスタートした時点では、未利用エネルギーが 15 点、再エネ（新エネ）が 15 点という配点となっております、未利用エネルギーの活用状況の満点が 1.35%以上で、次の切り口が半分の 0.675%という数値だったということがあって、それを踏襲

してきたということがございます。未利用エネルギーの活用を進めることにより、点数が得られるということですが、藤野委員がおっしゃるように、ある意味で古い切り口ですので、ここについてはどうすべきかというのは、今後検討させていただければと思っております。

松村座長： 松田委員からチャットが入っておりますので、読み上げさせていただきます。

松田委員（座長読み上げ）： もう1点、今の環境省のお考えに賛成です。地域というと市町村単位が望ましいですが、自治体によっては発電と需要のバランスが著しく異なり、あまりに厳しい要件ですと入札が成立しない恐れもありますので、どのエリアを地産地消というかは、ある程度柔軟性を持たせるのが良いかと思えます。

松村座長： それでは、ひととおりご発言いただきましたので、次の議題に移らせていただきます。昨年度分の環境配慮契約の締結実績として、資料3の説明をお願いいたします。

環境省： （資料3説明：省略）

松村座長： ありがとうございます。ただいまの説明について、質問、意見等があれば、発言をお願いします。藤野委員、お願いします。

藤野委員： ご説明ありがとうございました。事務局の努力で、少しずつ回答というか、対応していただけたところが出てきたかなと思って、それはいいなと思うのですが、やはりまだ、特に大学だったりとか、一部なかなか手ごわいところがあるので、あとはもうトップに、学長とかに言うとか、通知を出すとか。もうそろそろ、なかなかしぶといところはちょっと上から押さえないと、やってくれないのではないかなと思いますので、それをもっとはっきりとやってないということを公表するとか。ご検討いただけたらと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。高村委員、お願いします。

高村委員： ありがとうございます。今、藤野委員がおっしゃった点に基本的に賛成なのですが、やはり環境配慮契約の実施率を上げていくということが非常に大事、制度の改善等も重要になっていると思っております。先ほど米山委員がおっしゃったように、あるいは事務局からもご説明あったように、国立大学ですとか、あるいは病院の実施率がなかなか上がっていないというのは、明確になっていたかと思えます。今回、事務局からヒアリングをしていただいたのですかね。と言うのは、東京大学も早期の調達に向けて検討を始めるという方向性を示していると思ったんですね。そういう意味では、効果が一定上がっているかと思えます。ただ、今、藤野委員がおっしゃったように、もう少しどういうふうにも実施率を上げていくかは検討いただきたいと思います。

2点目は、前半の議論でお答えいただいて、それから松田委員のご意見にも関わるので、申し上げたいと思うのですが、評価項目の8のところ、地産地消促進区域の促進という観点から、非常に重要だと思うのですが、特に地域脱炭素支援というのは非常に幅広い概念で、特に調達電力と関係なく、地域脱炭素支援を事業者がやっていることにどう加点するかというのを、少し検討いただきたいと思います。裁量は認めつつも、やはり加点の趣旨をもう少し基準と言いましょか、もう少し明確にさせていただくことが大事かなと。これは松田委員が地産地消の概念のところでご指摘になっているところだと思いますけれども、この点はぜひ検討いただければと思います。以上です。

松村座長： 小川委員、お願いします。

小川委員： 私の場合は、意見ではなくて、質問ということですが、スライド10を出していただけますでしょうか。このスライドで、左側の方で、北陸電力とか四国電力の予定使用電力ベースで未実施が多いという点は、なかなかアクセスできる事業者がないとか、そういう理由があると思います。ただ、ちょっと驚きましたのは、東京電力のパワーグリッドのところで38.5%という高さで未実施が存在していて、それで5,000万kWh以上のものが実施をすれば、それが10.1%まで下がるという、そういう存在があるということに少し驚きました。差し支えない範囲内で、どういう性格のところか、どういう理由で実施できていないという状況にあるのか、少しご説明いただけるとありがたいのですが。

松村座長： ありがとうございます。事務局、回答をお願いします。

環境省： ご質問ありがとうございます。東京電力のところにつきましては、先ほどもご説明のとおり、やはり国立大学法人や国立研究開発法人で、電力使用量が多く、裾切り方式ができていないという施設が東京電力管内に多くございまして、その影響が出ているかと考えております。

小川委員： 今のようなところで5,000万kWh以上というのに該当するようなものが出てくるということですか。組織としてみたら、例えば東京大学などはまさにそうだということなのですか。

環境省： おっしゃるとおりでございまして、5,000万kWhにとどまらず、その上の単位くらいまで、3億kWhとか4億kWhとか、そういう施設が裾切り方式ができていないという状況でございまして、そこが大きく影響しています。

小川委員： わかりました。ありがとうございます。

松村座長： 岩船委員、お願いします。

岩船委員： ありがとうございます。確かに本当にここができてないというのは理解はできるのですけれども、一方で、電気料金等、環境対策も含めて議論している大学の中の側からすると、やはり料金が上がるということは、かなり厳しいと。今、研究予算もだいぶ削られている中で、厳しいという現状もあります。ただ、裾切り方式はそこまで大きなインパクトではないかもしれないので、いけるかもしれないですけれども、この先はもっと厳しいですね。再エネ調達の比率を多くせよというようなことが入る環境配慮契約になった場合には、かなり電気料金が値上がりする可能性が高いと思うのですが、ここで聞くことではないかもしれないのですが、そこに関してはやはり大学側で何とかするということになるのですか。文科省とご相談なのかもしれませんが、そこに予算措置がないまま、制約だけ厳しくするというのは、やはり独立行政法人として耐えられるところと耐えられないところがあるのではないかなと素朴に思いましたので、そこに関して少し何らか検討の余地があるのかということをお聞きしたいなと思いました。そうでないと、東京大学だけではなくて、厳しい独立行政法人がたくさんあると思いますので、そこはなくて、とりあえず環境省の立場としてはこれをやってくださいということなののでしょうか。以上です。

松村座長： 回答をお願いします。

環境省： ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、公共調達というところで、予算との兼ね合いというのはもちろん考えていかないといけないかなとは思っているのですが、環境省の立場としては、環境配慮契約をやってほしいというところではありまして、ただ、総合評価落札方式で環境配慮点というのが、裾切り方式よりは、ある程度環境配慮ができていくかというところは重視しつつも、環境配慮だけではなくて、価格も踏まえた上で、環境配慮とのバランスを持って考えていくものとなっているかと思えます。総合的に評価して落札する方式であるので、価格度外視では必ずしもなくて、ある程度の価格のバランスを持った事業者が選択されるのではないかと考えております。ですので、予算との兼ね合いはあるとは思いますが、総合評価落札方式は進めさせていただきたいと思っております。

松村座長： ありがとうございます。

岩船委員： それはそれで今後やっていかなければいけないことだと思いますので、理解したのですけれども、その時に、例えばその先の、総合評価落札方式を選んだ場合とか裾切りにした場合とか、その時に料金がどのくらい変わったということも、情報としては取ってもいいかなと思うんですね。どのくらいのコストがかかることになるのかというような示唆として、もしそれがそんなに上がらなかったのであれば、それはそれでいいことだし、他の独立行政法人への展開もしやすくなると思いますので、そういう意味でデータ、情報として、総合評価落札方式の前と後で、どのくらい料金が上がったとか、そういう情報は環境省として把握しておいてもいいのではないかと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。

## (2) 検討スケジュールについて

松村座長： それでは、次の議題に参ります。今年度の検討スケジュール案として、事務局から資料4の説明をお願いいたします。

環境省： (資料4説明：省略)

松村座長： ありがとうございます。何かご質問などがあれば、お願いします。よろしいですね。それでは、ご議論はこれで終えさせていただきます。本日委員のみなさんから出された意見等を踏まえ、事務局において、総合評価落札方式の取りまとめ案を第3回電力専門委員会の議論の資料として作成いただくことにします。他に発言はありませんか。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

環境省： ありがとうございます。委員のみなさまには、改めまして熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえまして、次回が12月4日となりますけれども、第3回の電力専門委員会における具体的な事務局案について、検討を進めさせていただきたいと思います。それでは以上をもちまして、第2回の環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。

以上